

## 休日・夜間の二次救急医療提供体制の変更について

### 1 現 状

休日・夜間に入院治療を必要とする重症患者に医療を提供する体制（二次救急医療提供体制）として、下関市では、公立・公的等4病院（下関市立市民病院、関門医療センター、下関医療センター、済生会下関総合病院）による病院群輪番制（以下「輪番制」という。）により対応してきた。

※病院群輪番制・・・医療圏単位で、圏域内の複数の病院が、当番制により、休日及び夜間における診療体制を確保するもの。

### 2 下関医療センターからの申し出

令和6年3月に下関医療センターから、内科系医師の不足により、これまで担ってきた二次救急医療提供の4病院輪番制への参加が困難になっている旨の申し出があった。

### 3 申し出への対応

#### （1）令和6年4月、5月の対応

申し出を受けて、公立・公的等4病院及び下関保健所で協議を実施し、4月、5月については、他の3病院が既に人員のシフト等の変更が困難なことから、4病院での輪番制を継続することとした。

#### （2）令和6年6月以降の対応

下関医療センターが輪番制への参加が困難なことから、以下の体制により二次救急医療提供体制を構築することとなった。

ア 下関医療センターを除く公立・公的等3病院（下関市立市民病院、関門医療センター、済生会下関総合病院）による輪番制により、二次救急医療提供体制を構築する。

イ 下関医療センターは、輪番制をサポートする病院として、次の体制を構築する。

- ・済生会下関総合病院の輪番日における脳神経科領域の救急患者対応については、可能な範囲でバックアップ体制をとる。
- ・4日に1回の救急患者の受け入れ体制をとり、軽症（ウォークイン）患者及び可能な範囲での重症救急患者の受け入れを行う。